

## 里庄町告示第 40 号

里庄町ブロック塀等撤去事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 5 月 1 日

里庄町長 加藤 泰久

### 里庄町ブロック塀等撤去事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害及び倒壊後の通行の妨げになることを防止することにより、災害に強いまちづくりを図るため、予算の範囲内において、里庄町ブロック塀等撤去事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、里庄町補助金等交付規則（平成 20 年里庄町規則第 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック、レンガ、石積等の組積造の塀又はその他これらに類する塀をいう。ただし、土塀、万年塀は除く。
- (2) 避難道路 里庄町耐震改修促進計画に示すブロック塀等の安全対策が必要な避難路をいう。
- (3) 危険なブロック塀等 既存のブロック塀等で既存ブロック塀等点検チェックリスト（様式第 1 号）のうち、不適合となる項目があるもの

(補助事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）を撤去する事業とする。

- (1) 町内に存すること。
- (2) 避難道路に面していること（建築物に付属しないブロック塀等も含む。）。
- (3) 道路面からの高さが 100 センチメートル以上であること。
- (4) 道路境界線からブロック塀等までの距離が、ブロック塀等の高さ以下であること。
- (5) 危険なブロック塀等であること。

(補助事業者)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象ブロック塀等の所有者又は町長の認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 町税を完納していない者
- (2) 規則第 19 条第 1 項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消し日の属する年度の翌年度から起算して 2 年を経過していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者を含む。）

(補助金の交付制限)

第5条 補助金の交付回数は、当該敷地につき1回までとする。

2 他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象ブロック塀等の撤去に要する費用（補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合にあつては、消費税仕入控除税額を控除するものとする。以下同じ。）と撤去するブロック塀等の長さに1mあたり9,000円を乗じた額を比べて小さい方の額とし、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額（1,000円未満の端数が生じるときは、切り捨てた額）とする。ただし、限度額は150,000円とする。

(交付申請)

第8条 補助事業者は、里庄町ブロック塀等撤去事業費補助金交付申請書（様式第2号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(決定通知)

第9条 町長は、前条の申請があつたときは、これを審査し、適当であると認めたときは、里庄町ブロック塀等撤去事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により交付の決定通知を行うものとする。

(計画変更等の承認)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次の各号に定める変更等の区分に応じ、当該各号に定める書類を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の交付決定額に変更が生じるとき 里庄町ブロック塀等撤去事業費補助金交付決定額変更申請書（様式第4号）

(2) 補助金の交付決定額に変更が生じないとき 里庄町ブロック塀等撤去事業変更承認申請書（様式第5号）

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 里庄町ブロック塀等撤去事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）

2 町長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、これを承認し、その旨を里庄町ブロック塀等撤去事業費補助金交付決定変更承認通知書（様式第7号）又は里庄町ブロック塀等撤去事業変更・中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(着手届)

第11条 補助事業者は、当該補助事業に着手したときは、里庄町ブロック塀等撤去事業着手届（様式第9号）に契約書の写しを添付して町長に提出しなければならない。

(完了届)

第12条 補助事業者は、当該補助事業に係る工事が完了したときは、速やかに里庄町ブロック塀等撤去事業完了届（様式10号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度が満了する日のいずれか早い期日までに、里庄町ブロック塀等撤去事業実績報告書（様式第11号）に必要書類を添えて町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 規則第 15 条に規定する通知は、里庄町ブロック塀等撤去事業費補助金交付額確定通知書(様式第 12 号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第 15 条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、里庄町ブロック塀等撤去事業費補助金交付請求書(様式第 13 号)を町長に提出しなければならない。

(委 任)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。